⑵　ＩＴの利活用に関する事項

顧客等に係る情報を一括管理するシステムの構築や、標準化した業務の実施方法を共有するためのタブレット端末の導入等により、業務の効率化を行い、顧客に対する情報の見える化を推進する。また、ＩＴの利活用に当たっては、セキュリティ対策を講ずる。

⑶　ロボットの導入

整備作業等の一部を代替し、支援するロボットの導入により、作業の効率化、従業員の作業の安全性の確保等を図る。

ホ　省エネルギーの推進に関する事項

エネルギー使用量の見える化、設備等の稼働時間の調整や最適管理（設備の有効利用）、省エネルギー設備等の導入等により、業務に係るエネルギー効率を高め、継続的なコスト削減を図る。

二　規模別の整理

一に掲げる取組について、事業者の規模に応じ、次の表のとおり実施することを推奨する。

整備要員３人以下の事業場のみを有する事業者	整備要員４人以上の事業場を有する事業者であって、整備要員11人以上の事業場を有さないもの	整備要員11人以上の事業場を有する事業者
取組が不足していると考えられる事項１項目以上	取組が不足していると考えられる事項１項目以上を含む２項目以上	取組が不足していると考えられる事項１項目以上を含む３項目以上

第３　経営力向上の実施方法に関する事項

１　計画期間

計画期間は３年間ないし５年間とする。

２　経営指標

計画策定に当たり、事業者が目標とすべき指標は次のとおりである。

一　労働生産性

労働生産性の計画期間中の伸び率につき、５年間の計画の場合２％以上、４年間の計画の場合1.5％以上、３年間の計画の場合１％以上とする。

注）労働生産性とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計を、労働投入量（労働者数又は労働者数に一人当たり年間就業時間を乗じた数値）で除したものとする。

二　点検整備入庫台数増加率

点検整備に係る入庫台数の計画期間中の伸び率につき、５年間の計画の場合２％以上、４年間の計画の場合1.5％以上、３年間の計画の場合１％以上とする。

三　業務関連資格等の取得

整備要員数の１／４以上の者が、計画期間中に自動車整備業分野における認定事業分野別経営力向上推進機関（以下「機関」という。）が推奨する業務関連資格を取得し、又は、同機関が推奨する研修を受講することとする。

第４　経営力向上の促進に当たって国が配慮すべき事項

１　国内の事業基盤の維持

国は、海外における自動車整備業が行いやすい事業環境の整備を行うとともに、事業者が国内において本社の維持等に努めるよう促す。

２　雇用への配慮

国は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

３　計画進捗状況についての調査

国は、経営力向上計画の進捗状況を調査し、把握する。また、経営力向上計画の進捗状況を事業者自ら定期的に把握、評価することを推奨し、事業者の行った自己評価の実施状況を把握する。

４　外部専門家の活用

国は、経営力向上計画の認定、計画進捗状況の調査、指導・助言に際しては、その事業内容、経営目標が適切か否かを判断するに当たって、必要に応じて認定事業分野別経営力向上推進機関及び認定経営革新等支援機関その他の専門家の知見を活用する。

５　信頼性のある計算書類等の作成及び活用の推奨

国は、中小企業者（中小企業等経営強化法第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、中小企業者が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力を向上させ、中小企業者の財務経営力の強化を図ることが、経営力向上の促進のために重要であるとの観点から、中小企業者に対し、「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨する。

６　事業者の規模に応じた計画認定

国は、事業者による幅広い取組を促すため、事業者の規模に応じて柔軟に計画認定を行う。

第５　事業分野別経営力向上推進業務に関する事項

機関は、１の要件を満たし、２の業務に取り組むための知見や能力を有する者でなければならない。

１　要件

一　組織体制

イ　自動車整備事業者の多くが会員である等、自動車整備業界全体のニーズや動向等について、十分な知見や情報発信力があること。

ロ　自動車整備業界の経営力向上を推進するための人員体制が十分に確立されていること。

ハ　事業分野別経営力向上推進業務に相当する業務に係る１年以上の実務経験を含む３年以上の普及啓発及び研修等又は調査研究に係る実務経験を有している者により、２に掲げる業務を行うこと。

ニ　事業分野別経営力向上推進業務を行う者が中核となって、人材管理の適切な実施等を通じ、自らの監督と責任の下に会員等を活用して、事業分野別経営力向上推進業務を実施する体制を有していること。

二　事業基盤

イ　全国に自動車整備業を行う会員を有している等、全国的な経営力向上の推進が可能であること。

ロ　会員からの会費収入、自主事業による収入又は自治体からの財政的支援等、適切な収入基盤を有すること。

ハ　決算報告書等、事業基盤の健全性を確認できる書類等を作成していること。

２　業務

一　普及啓発及び研修等

本指針に定める事項に関する普及啓発及び研修等を実施すること。

二　業務関連資格及び研修に係る情報の公開

第３の３に掲げる業務関連資格及び研修に係る情報をウェブサイト等により公表すること。

三　情報の収集、整理及び分析並びに調査研究

自動車整備業分野における経営力向上の模範となる取組に係る情報を継続的に収集、整理及び分析し、必要な調査研究を行うこと。